

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 2

許認可等の内容		使用内容の変更の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市青少年会館条例第6条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市青少年会館条例第5条第1項、第2項、第3項 茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	茅ヶ崎市青少年会館条例第6条の基準は、茅ヶ崎市青少年会館条例第5条第2項各号を準用するものであり、このうち第1号及び第5号の基準は茅ヶ崎市青少年会館管理運営基準第6条において次のとおり設定しています。 (1) 「営利を目的として利用するとき」とは、次のような行為をいう。 ア 私塾的な行為（講師等が代表を兼ね、実質的に会の運営を行い、月謝等を徴収している活動） イ 営業の利害に関する行為 (2) 「管理上支障があると認められるとき」とは、次のような行為をいう。 ア 政治活動又は特定の政党の利害に関する活動のおそれがあると認められる行為 イ 宗教活動又は特定の宗教の利害に関する活動のおそれがあると認められる行為 ウ 飲酒を伴う活動をするおそれがあると認められる行為 エ 危険物等を取り扱う活動をするおそれがあると認められる行為
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成23年10月1日設定（平成26年3月26日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年10月1日設定（平成26年3月26日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	その他の号の基準は、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であることから設定していません。
------------------	-----	---